

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 収益と益金

Q : 決算書上の収益と法人税がかかる益金には、違いがあるそうですが、どのように違うのでしょうか。

A : 税法では、収益ではあるけれども益金に算入しないものがあったり、逆に収益にはならないけれども益金に算入するものが規定されています。

【解説】

収益というのは、会計上の用語で、基本的に売上げや役務の提供など利益の源泉となる収入のことをいいます。利益の源泉のなかには、債務免除益等、収入とは呼びにくいものもありますが、これらを含めて収益と総称しています。

一方、益金というのは、税務上の用語ですが、法人税法には益金そのものを定義した規定はなく、ただ、益金の額に算入すべき金額は、「別段の定め」があるものを除き、資産の販売その他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額、と決められているだけなのです。

したがって、基本的には会計上の収益と税務上の益金の額に差はないけれども、「別段の定め」があるものが収益と益金の違いとなって現れてくるのです。

この「別段の定め」は、税法が独自に定めるもので、租税政策上、また課税技術上の観点から、①収益ではあるけれども益金に算入しないもの（益金不算入）、②収益にはならないけれども益金に算入するもの（益金算入）を規定しています。

